

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要

1 適格請求書等保存方式とは

複数税率に対応したものとして開始される仕入税額控除の方式です。

- ※ 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。

2 開始時期

令和5年10月1日に開始されます。

3 適格請求書とは

「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

- ※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。適格請求書の交付に代えて、適格請求書の記載事項を記録した電子データを提供することも可能です。

4 適格請求書発行事業者になる(登録を受ける)には

- (1) 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。
- (2) 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- (3) 税務署の審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。

- ※ 公表事項は、適格請求書発行事業者公表サイトで確認できます。

5 登録申請のスケジュール

令和3年10月1日から可能です。令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

- ※ 登録申請は、e-Taxをご利用いただくと手続がスムーズです。

- ※ 登録申請書等を郵送により提出する場合の提出先は、インボイス登録センターとなります。

6 免税事業者の登録申請手続

(1) 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です（経過措置）。

※ 登録を受けるために登録申請手続を行います。この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

(2) 上記以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続を行うだけでなく、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

※ 「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請手続を行う必要があります。

例：個人事業者が、課税事業者となる令和6年1月1日から登録を受ける場合 → 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請手続を令和5年11月30日までにを行う必要があります。

7 免税事業者が登録に当たっての留意点

(1) 適格請求書発行事業者になると…

① 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われぬ限り、申告が必要です。

② 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。

(2) 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

8 簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

※ 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。

例：免税事業者である不動産賃貸業者が、賃借人から消費税相当額を受領している場合、登録申請を行った上で簡易課税制度の適用を受けることにより、みなし仕入率40%を適用することができます。

9 インボイス制度に係る申請用紙等について

「適格請求書発行事業者の登録申請書」等の用紙（様式）については、国税庁ホームページに掲載されています。

【国税庁ホームページの掲載場所】

- 1 トップページの、《注目ワード》<「消費税のインボイス制度」から、
- 2 <「特集インボイス制度」<「取扱通達」<「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する申請書等の様式の制定について」

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/1806xx_2/index.htm

<「第1ー(1)号様式～第8号様式」➡ここに、申請書等の各様式が掲載されています。

「消費税インボイス制度説明会」の開催について

消費税のインボイス制度に係る「適格請求書発行事業者」の登録申請が、今年10月1日から開始されました。青色申告会では、インボイス制度をテーマとした「消費税インボイス制度説明会」を、神田青色申告会主催で下記により開催いたします。出欠につきましては、12月10日（金）までに当会事務局へ電話で申し込みをお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和3年12月15日（水）14：30～16：00
- 2 会 場 「万世橋区民館」8階
場所 千代田区外神田1丁目1-13
TEL 03-3251-4691
最寄 秋葉原駅[電気街口（北側）]から徒歩約3分
- 3 内 容 インボイス制度の概要と適格請求書発行事業者の登録について
- 4 講 師 神田税務署 担当官
- 5 ご案内 (1)会館への入館に際しては、マスクを着用し、手指の手洗い、アルコール消毒の励行にご協力をお願いします。
(2)発熱等の症状がみられる場合や体調がすぐれない場合には、説明会への出席はご遠慮ください。

「決算相談・年末調整相談会」のお知らせ

「決算相談・年末調整相談会」を、下記のとおり開催します。
新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、ご相談は完全予約制とさせていただきます。
ご来所の際は、必ずマスクの着用をお願いいたします。体調がすぐれない場合は、
予約を変更の上、改めてご来所ください。ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 期 間 決算相談：12月13日（月）～12月24日（金）までの平日
年末調整：1月5日（水）～1月18日（火）までの平日
- 2 時 間 10：00～16：00（12：00～13：00は昼休みです。）
- 3 場 所 （一社）麹町青色申告会事務所
千代田区九段南4-6-9 OSビル6階
電話 03-3264-6089

4 必要書類

(1) 決算相談

- ① 令和2年分青色申告決算書、所得税（消費税）確定申告書控
- ② 帳簿類、預金通帳（事業用）、集計表
- ③ パソコン（会計ソフト利用の方）
- ④ 新規資産の購入等（10万円以上）がある方は、内容や金額がわかる書類

(2) 年末調整

- ① 令和3年分給与所得に対する源泉徴収簿
- ② 源泉税納付書（7月に納付した領収書も必要です。）
- ③ 令和3年分の社会保険料（健康保険、国民年金保険料、介護保険料等）、小規模企業共済掛金等の支払証明書
- ④ 令和3年分の生命保険料、地震保険料、長期損害保険料等の控除証明書
- ⑤ 配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の令和3年分の所得の見積額
- ⑥ その他年末調整に必要な書類

～ 事務局よりお知らせ ～

12月29日（水）～1月3日（月）まで、お休みです。

令和4年もどうぞよろしくお願いいたします。